第

5054

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 8月 26日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 減価償却資産を除却した場合

Q:減価償却資産を除却した場合は、どのような処理をすればいいですか?

A:一般的な除却は、除却資産の除却直前の帳簿価額をその除却の日の損金の額に算入します。

【解説】

会社が、その有する建物、構築物等でまだ 使用に耐えうるものを取り壊し、新たにこれ に代わる建物、構築物等を取得した場合には、 その取り壊した資産の取壊し直前の帳簿価額 (取り壊した時における廃材等の見積り額は 除きます。)は、その取り壊した事業年度の損 金の額に算入することができます。

ただし、会社が建物等の建った土地(借地権を含みます。)を建物等とともに取得した場合 又は自己の有する土地の上にある借地人の建物等を取得した場合において、その取得後おおむね1年以内にその建物等の取り壊しに着手するなど、当初からその建物等を取り壊して土地を利用する目的であることが明らかであると認められるときは、その建物等の取り壊しの時における帳簿価額及び取壊費用の合計額(廃材等の処分によって得た金額がある場合は、その金額を控除した金額)は、その土地の取得価額に算入しなければなりません。

なお、除却又は滅失等をした減価償却資産 が一括償却資産の適用を受けている場合には、 その除却等をした事業年度において全額を損 金算入することはできず、一括償却資産の損 金算入限度額に達する金額までしかその事業 年度の損金に算入することはできません。







